

用 語 の 説 明

○職業紹介に関すること

常用（労働）	雇用契約において雇用期間の定めのない仕事（労働）、又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事（季節労働を除く）
臨時・季節（労働）	【臨時】…雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事（労働） 【季節】…季節的な労働需要に対し、又、季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労する仕事（労働）
一般	「常用」及び「臨時・季節」を合わせたもの
パートタイム	【毎日就労する者】…1日の労働時間が一般従業員より短い仕事 【特定日又は特定期間就労する者】…1日の労働時間の長短を問わず1か月の所定労働時間が、一般従業員より短い仕事
新規求職申込者数	期間中（1ヶ月間）に（ハローワークに）新たに求職申込をした者の数
新規求人数	期間中（1ヶ月間）に（ハローワークが）新たに受けた求人の数
月間有効求職者数	「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込者数」の合計数（※繰り越しは2ヶ月まで）
月間有効求人数	「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数（※繰り越しは2ヶ月まで）
就職件数	登録した安定所の有効求職者が、同じ安定所の紹介により就職したことを確認した件数
季節調整値	求人倍率等を月単位で算定する際、月によって稼働日数が異なったり、正月や年度末決算などの社会習慣、制度等の影響があり、統計的に比較しづらいため、これら月々の変動の癖（季節的要因）を除去したものとして推計した値 ※本冊子中では、国・県の有効求人倍率と全国の失業率（いずれも月単位）について季節調整値を用いているが、上記の理由から、すでに公表した値をさかのぼって改訂することがある。